

公益社団法人島根県栄養士会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人島根県栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は管理栄養士及び栄養士の職業倫理の高揚及び資質の向上に努め、その専門性を以って科学的根拠に基づく食と栄養の指導を通して、県民の保健、医療、福祉の増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 栄養指導技術や栄養管理技術の習得及び向上に資する事業
 - (2) 県民の栄養改善を通して健康増進及び疾病の予防に資する事業
 - (3) 各世代と障がい者、傷病者の特性に応じた栄養改善に資する事業
 - (4) 食と栄養から地域社会の発展に貢献する事業
 - (5) 栄養改善に関する調査研究に資する事業
 - (6) 食と栄養の情報提供に資する事業
 - (7) 管理栄養士及び栄養士に関する社会的地位の向上と資質の向上に関する事業
 - (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定めた事業は、その実施地域を島根県内とする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に規定される管理栄養士又は栄養士の免許を有し、本会の目的に賛同して入会した島根県内に居住または勤務している者
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により、総会の承認を得た者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 理事会は、前項の入会申し込みをした者が前条の基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

(経費等)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規定に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名決議を行う1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき、団体においては解散したとき。
- (4) 正会員及び名誉会員において管理栄養士又は栄養士の免許を取り消されたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 監事の報酬等の額並びに報酬の支給基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの付属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する他、必要ある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、その総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して総会の日から2週間前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、総会の目的である事項及び招集理由を示して、会長に対して総会の招集の請求をすることができる。
- 4 前項による請求があったときには、会長は請求があった日から6週間以内の日を開催日とする総会招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 議長は正会員として決議に加わる権利を有しない。ただし、前項の場合において可否同数のときは議長が決する。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上でかつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個の議決権とする。

(代理人及び書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、代理人又は書面によってその議決権を行使することができる。

2 代理人により議決権を行使する場合は、理事会の定めた期限までに、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、理事会の定めた期限までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

4 第2項及び前項の規定により行使した議決権は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間保存する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 発言者の意見または発言内容の概要

(4) 出席した理事及び監事の氏名

- (5) 議長及び議事録署名人の氏名
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 議長及び会長並びに正会員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、2名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。また、第4項及び前項の規定は監事についても同様である。

(役員を選任)

第22条 役員は総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。副会長は会長が欠けた時又は事故のあったときはその業務を代行し、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の
終結の時までとする。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の
時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した
後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事は無報酬とする。監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会におい
て別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(役員損害賠償免除)

第28条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、理事
及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事
実の内容、当該役員の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社
団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度
として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第29条 本会に顧問を若干名おくことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。但し、決議に
加わることはできない。

4 顧問の任期は、第25条に準ずる。但し、再任を妨げない。

5 顧問は無報酬とする。

6 顧問にはその職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 職域事業部

(職域事業部)

第37条 本会に理事会が別に定める職域ごとに職域事業部を置く。

2 各職域事業部は当該職域に属する本会正会員のすべてをもって構成する。

- 3 職域事業部の設置及び運営に関する規定は理事会で定める。
- 4 職域事業部は、当該職域の専門的知識を効果的に用いて、理事会が承認した事業を行う。
- 5 職域事業部は、法令又はこの定款に反しない限りにおいて理事会から諮問された事項に関して協議し、意見を述べることができる。

第8章 会 計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

(重要な財産の処分又は譲受け)

第42 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第43条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第48条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告方法は、電子広告の方法によりおこなう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができなくなった場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第50条 本会に事務局を置き、職員の任免は会長が行い、会長、副会長及び常任理事の指示により、職務に従事する。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第12章 雑則

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は山本綏津子、引野義之、坂本弘子とし、最初の業務執行理事は石倉陽子、渡邊弘美とする。
- 3 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 この変更は平成24年5月25日から施行する。